

○法務省令第十四号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十条及び関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

法務大臣 上川 陽子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（筆界特定書面申請の方法等）</p> <p>第二百十一条 〔略〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 委任による代理人によつて筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に記名しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。</p> <p>4 第二百九条第一項第七号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が記名したものでなければならない。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 第四十五条第一項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。以下この条において同じ。）について、第五十一条の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは「第二百十一条第五項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスク」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項中「令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクに記録すべき電子証明書」と読み替えるものとする。</p>	<p>（筆界特定書面申請の方法等）</p> <p>第二百十一条 〔同上〕</p> <p>2 申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）に署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 委任による代理人によつて筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に署名し、又は記名押印しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。</p> <p>5 第二百九条第一項第七号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が署名し、又は記名押印したものでなければならない。</p> <p>6 〔同上〕</p> <p>7 第四十五条並びに第四十六条第一項及び第二項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）について、第五十一条の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは「第二百十一条第六項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスク」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項中「令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクに記録すべき電子証明書」と読み替えるものとする。</p>

<p>7 筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。</p> <p>8 申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>9 略</p> <p>(法定相続情報一覧図)</p> <p>第二百四十七条 [1・2 略]</p> <p>3 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 法定相続情報一覧図(第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が記名したものに限る。)</p> <p>[2・5七 略]</p> <p>[4・57 略]</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>8 同上</p> <p>(法定相続情報一覧図)</p> <p>第二百四十七条 [1・2 同上]</p> <p>3 前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 法定相続情報一覧図(第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。)</p> <p>[2・5七 同上]</p> <p>[4・57 同上]</p>
<p>改 正 後</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>2 前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

第二條 大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令(平成二十五年法務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第三條 (司法書士法施行規則の一部改正)
 司法書士法施行規則(昭和五十三年法務省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<p>付録様式(第7条第1項)</p> <p style="text-align: center;">司法書士資格認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(地方) 法務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>私は、司法書士法第4条第2号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第7条第1項及び第2項の規定により申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写</p> </div> <p style="text-align: center;">真</p> <p style="text-align: center;">年 月 日撮影</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(ふりがな)氏名</td> <td style="width: 30%;">年月日生</td> <td style="width: 40%;">男女</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">(〒)</td> </tr> <tr> <td>事務所設置予定地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事業開始の予定日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)</p>	(ふりがな)氏名	年月日生	男女	本籍			住所	(〒)		事務所設置予定地			事業開始の予定日			改 正 後
(ふりがな)氏名	年月日生	男女														
本籍																
住所	(〒)															
事務所設置予定地																
事業開始の予定日																
<p>付録様式(第7条第1項)</p> <p style="text-align: center;">司法書士資格認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(地方) 法務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>私は、司法書士法第4条第2号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第7条第1項及び第2項の規定により申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写</p> </div> <p style="text-align: center;">真</p> <p style="text-align: center;">年 月 日撮影</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(ふりがな)氏名</td> <td style="width: 30%;">年月日生</td> <td style="width: 40%;">男女</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">(〒)</td> </tr> <tr> <td>事務所設置予定地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事業開始の予定日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)</p>	(ふりがな)氏名	年月日生	男女	本籍			住所	(〒)		事務所設置予定地			事業開始の予定日			改 正 前
(ふりがな)氏名	年月日生	男女														
本籍																
住所	(〒)															
事務所設置予定地																
事業開始の予定日																

第四條 (土地家屋調査士法施行規則の一部改正)
 土地家屋調査士法施行規則(昭和五十四年法務省令第五十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<p>付録様式(第8条第1項)</p> <p style="text-align: center;">土地家屋調査士資格認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(地方) 法務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>私は、土地家屋調査士法第4条第2号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第8条第1項及び第2項の規定により申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写</p> </div> <p style="text-align: center;">真</p> <p style="text-align: center;">年 月 日撮影</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(ふりがな)氏名</td> <td style="width: 30%;">年月日生</td> <td style="width: 40%;">男女</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">(〒)</td> </tr> <tr> <td>事務所設置予定地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>業務開始の予定日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)</p>	(ふりがな)氏名	年月日生	男女	本籍			住所	(〒)		事務所設置予定地			業務開始の予定日			改 正 後
(ふりがな)氏名	年月日生	男女														
本籍																
住所	(〒)															
事務所設置予定地																
業務開始の予定日																
<p>付録様式(第8条第1項)</p> <p style="text-align: center;">土地家屋調査士資格認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(地方) 法務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>私は、土地家屋調査士法第4条第2号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第8条第1項及び第2項の規定により申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写</p> </div> <p style="text-align: center;">真</p> <p style="text-align: center;">年 月 日撮影</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(ふりがな)氏名</td> <td style="width: 30%;">年月日生</td> <td style="width: 40%;">男女</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">(〒)</td> </tr> <tr> <td>事務所設置予定地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>業務開始の予定日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)</p>	(ふりがな)氏名	年月日生	男女	本籍			住所	(〒)		事務所設置予定地			業務開始の予定日			改 正 前
(ふりがな)氏名	年月日生	男女														
本籍																
住所	(〒)															
事務所設置予定地																
業務開始の予定日																

附 則
 (施行期日)
 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この省令の施行前にされた筆界特定の申請並びに不動産登記規則第二百四十七条第一項及び第七項の申出については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第二百一十一条及び第二百四十七条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)並びに第二条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第二条第二項(第三条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。